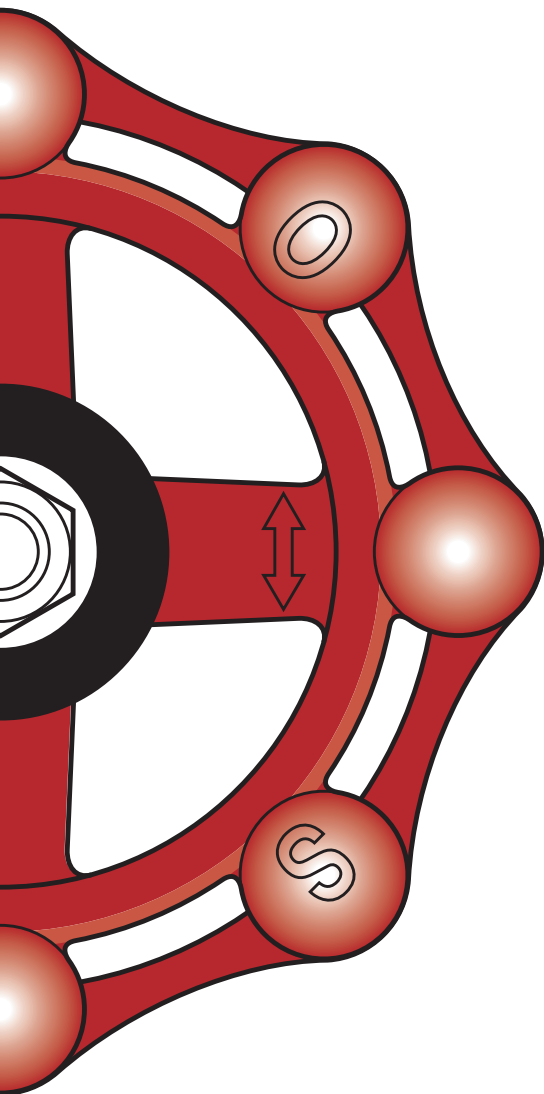




第106回 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

2020年6月29日（月曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

■開催場所

千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴^{つる}西^{にし}の間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

書面及びインターネットによる議決権行使期限
2020年6月26日（金曜日）午後6時まで

■目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	16
連結計算書類	51
計算書類	54
監査報告書	57

本年度は、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
詳細につきましては、別紙「第106回定時株主総会における新型コロナウイルスの
感染防止への対応について」をご参照ください。

株式会社 **キッツ**

証券コード：6498

2020年6月10日

株主各位

千葉市美浜区中瀬一丁目10番1

株式会社 **キッツ**

代表取締役社長 堀 田 康 之

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月26日（金曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月29日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴 ^{つる} 西の間」 |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | 1. | 第106期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第106期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。
- ◎連結計算書類の注記及び計算書類の注記につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載し、本招集ご通知の提供書面には記載していませんが、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付の提供書面に記載の各書類の他、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の注記及び計算書類の注記も含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎新型コロナウイルスに関し、株主総会会場を含む周辺における感染拡大の状況や政府または千葉県から発表される規制内容により本株主総会開催の内容を変更する場合は、適宜、インターネット上の当社ウェブサイトにて情報を掲載いたしますのでご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.kitz.co.jp/>

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参画していただくことができる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会に出席

議決権行使書を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

株主総会開催日時

2020年6月29日(月)
午前10時

議決権行使書を郵送

議決権行使書に各議案の賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限

2020年6月26日(金)
午後6時到着分まで

インターネットによる行使

次頁の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月26日(金)
午後6時まで

▶▶▶ 詳細は次頁をご覧ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

株式会社キッツ 御中

株主総会日

議決権の数

年 月 日

年 月 日

議 案	原案に対する賛否
第1号議案	賛 否
第2号議案	賛 否 (次の候補者を除く)
第3号議案	賛 否

基準日現在のご所有株式数

議 決 権 の 数

個

お 願 い

1. ○

2. ○

3. ○

ログインIDとQRコード

見本

XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

XXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX

株式会社キッツ

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

【第1号・第3号議案】

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

【第2号議案】

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使に必要な「QRコード」、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

3



インターネットで議決権を行使される場合

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト
にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

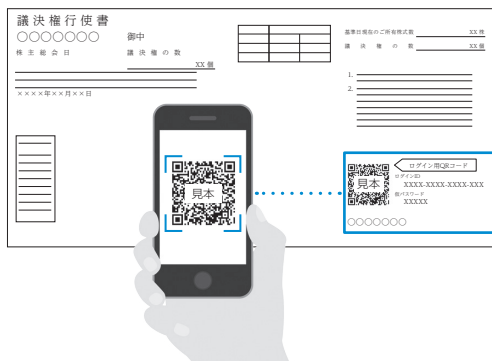
議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限 **2020年6月26日(金) 午後6時まで**

QRコードを読み取る方法

議決権行使書の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」
を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすること
ができます。

- 1 お手元の議決権行使書の右下に記載された「QRコード」を
読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインが出来ない場合があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

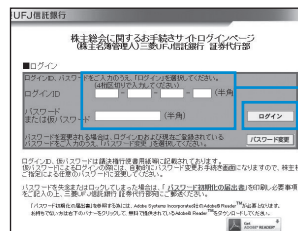
QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場
合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認く
ださい。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」
及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックし
てください。

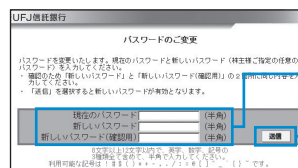


「ログインID」及び
「仮パスワード」を
入力

「ログイン」を
クリック

※パソコンで表示した場合
の画面イメージです。

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」
を入力

「送信」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

▶▶▶ インターネットによる議決権行使の際のご注意につきましては、次頁をご覧ください。

インターネットによる議決権行使の際のご注意

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

◎毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。

◎インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。

◎株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

◎株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

◎複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い

- (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等ございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

電話 **0120-173-027** (通話料無料) 受付時間 午前9：00～午後9：00（年中無休）

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以 上

株主総会参考書類

第 1 号 議 案

定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと定めておりますが、海外連結子会社と決算期を12月末に統一することでグループ全体の業績を適時的確に把握及び開示し経営の透明性を向上させることにより、グローバル企業としての経営体制をより一層強化することを目的として、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。

これに伴い、現行定款の第12条（基準日）、第13条（招集）、第40条（事業年度）及び第42条（剰余金の配当の基準日）の規定の一部を変更するものであります。また、第107期事業年度は、2020年4月1日から同年12月31日までの9ヵ月決算となるため、その経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線部分が変更箇所です。）

(現 行 定 款)	(変 更 案)
第2章 株 式 (基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。 第3章 株主総会 (招 集) 第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。 2. 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。但し、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役が招集する。 第7章 計 算 (事業年度) 第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	第2章 株 式 (基準日) 第12条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. (現行通り) 第3章 株主総会 (招 集) 第13条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。 2. (現行通り) 第7章 計 算 (事業年度) 第40条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(現 行 定 款)	(変 更 案)
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。	2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。	3. (現行通り)
(新 設)	附 則
(新 設)	第1条 <u>第40条にかかわらず、第107期事業年度は、2020年4月1日から同年12月31日までの9ヵ月間とする。</u>
(新 設)	第2条 <u>第42条にかかわらず、第107期事業年度の中間配当の基準日は、2020年9月30日とする。</u>
(新 設)	第3条 <u>附則の第1条乃至本条は、第107期事業年度の経過をもって削除する。</u>

第2号議案

取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会における監督機能の実効性を高めるため、社外取締役を1名増員し取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位・担当	再任	取締役会 出席状況
①	堀田 康之	代表取締役社長 社長執行役員	再任 取締役在任年数：13年	100% 16/16回
②	名取 敏照	取締役 副社長執行役員 経営企画本部長及びスマート養殖開発部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当	再任 取締役在任年数：9年	100% 16/16回
③	村澤 俊之	取締役 常務執行役員 管理本部長、内部監査室、内部統制、ESG及びグループリスクマネジメント担当	再任 取締役在任年数：4年	93% 15/16回
④	河野 誠	取締役 常務執行役員 バルブ事業統括本部長	再任 取締役在任年数：1年	100% 10/10回
⑤	松本 和幸	社外取締役	再任 社外 独立 社外取締役在任年数：7年	100% 16/16回
⑥	天羽 稔	社外取締役	再任 社外 独立 社外取締役在任年数：5年	100% 16/16回
⑦	藤原 裕	社外取締役	再任 社外 独立 社外取締役在任年数：3年	100% 16/16回
⑧	菊間 千乃	—	新任 社外 —	—

(注) 河野誠氏の出席状況は2019年6月25日の取締役就任以降の出席状況です。

① ほった やす ゆき 堀田 康之 (1955年6月18日生)

所有する当社株式の数： 154,700株
取締役在任年数： 13年
取締役会出席状況： 16/16回



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 3月 当社入社
1997年 1月 営業本部中部支社長
2001年 4月 長坂工場長
2001年10月 株式会社キッツエスシーティー常務取締役
2004年 6月 同社代表取締役社長
2006年 4月 当社常務執行役員、バルブ事業部長
2007年 4月 専務執行役員、バルブ事業部長
2007年 6月 取締役、専務執行役員、バルブ事業部長
2008年 6月 代表取締役社長、社長執行役員、バルブ事業部長
2009年 4月 代表取締役社長、社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

堀田康之氏は、2008年に代表取締役社長執行役員に就任以来、健全で透明性の高い経営を実現すべくコーポレートガバナンスの強化と当社グループのグローバル化を強力に推進し、企業価値の向上に邁進すべく陣頭に立ってまいりました。当社は、同氏の豊富な見識と経験に基づく優れた経営判断能力を活かし、すべてのステークホルダーからの期待に応えるべく、経営の監督と執行、当社の取締役会における重要な意思決定機能及び経営監督機能の強化への貢献が期待でき、当社グループの企業価値向上に資すると判断しました。

② な とり とし あき 名取 敏照 (1957年1月20日生)

所有する当社株式の数： 39,300株
取締役在任年数： 9年
取締役会出席状況： 16/16回



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 3月 当社入社
1999年10月 生産本部茅野工場長
2004年 4月 株式会社キッツメタルワークス常務取締役
2009年 7月 同社代表取締役社長
2010年 4月 当社執行役員、生産本部長
2011年 6月 取締役、執行役員、生産本部長、NEW KICSセンター担当
2012年 4月 取締役、常務執行役員、生産本部長、NEW KICSセンター担当
2013年 4月 取締役、常務執行役員、バルブ事業統括本部長及びNEW KICSセンター長
2014年 4月 取締役、専務執行役員、バルブ事業統括本部長及びNEW KICSセンター長
2017年 4月 取締役、専務執行役員、バルブ事業統括本部長
2019年 4月 取締役、副社長執行役員、アジア汎用弁戦略室長
2020年 4月 取締役、副社長執行役員、経営企画本部長及びスマート養殖開発部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

名取敏照氏は、生産部門担当の取締役執行役員や国内グループ会社の代表取締役及び海外グループ会社の取締役を歴任し、よいモノづくりを通して当社グループの持続的な企業価値の向上に貢献してまいりました。また、2019年度からは中期経営計画に基づくアセアン地域市場への本格的製品投入の足掛かりを築いたのち、2020年度からは経営企画部門担当役員として中期経営計画達成に向けた取り組みを強力に推し進めることが期待されます。当社は、同氏の豊富な経験と実績を取締役ににおける経営戦略等の立案・審議や執行の監督等に活かすことができ、当社グループの企業価値向上に資すると判断しました。

③ むら さわ とし ゆき 村 澤 俊 之 (1959年2月9日生)

所有する当社株式の数： 63,200株
取締役在任年数： 4年
取締役会出席状況： 15/16回



再 任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3 月 当社入社
2001年 4 月 経営企画部長
2009年 4 月 執行役員、経営企画部長、広報・IR室及び関連事業担当
2011年10月 執行役員、経営企画本部長
2014年 4 月 執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
2016年 4 月 執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
2016年 6 月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
2017年 6 月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制及びグループリスクマネジメント担当
2019年 4 月 取締役、常務執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制、ESG及びグループリスクマネジメント担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

村澤俊之氏は、経営企画部門や管理部門の取締役執行役員及び国内外のグループ会社の取締役を歴任し、事業のグローバル化を踏まえた当社グループの事業戦略の立案・執行をはじめ、グローバルに戦うための人材育成やダイバーシティを推し進め、当社グループの持続的な企業価値の向上に貢献してまいりました。当社は、同氏の豊富な経験と実績を取締役会における経営戦略等の立案・審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値向上に資すると判断しました。

④ こう の まこと 河 野 誠 (1966年3月10日生)

所有する当社株式の数： 15,200株
取締役在任年数： 1年
取締役会出席状況： 10/10回



再 任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 当社入社
2008年 8 月 バルブ事業部海外営業本部プロジェクト営業部長
2011年12月 プロジェクト統括部長
2013年 4 月 バルブ事業統括本部生産管理部長
2015年 4 月 バルブ事業統括本部事業企画部長
2016年 4 月 執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
2017年 4 月 KITZ Corporation of Asia Pacific Pte. Ltd. CEO & Managing Director及び
KITZ Valve & Actuation Singapore Pte. Ltd. Managing Director
2019年 4 月 当社常務執行役員、バルブ事業統括本部長
2019年 6 月 取締役、常務執行役員、バルブ事業統括本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

河野誠氏は、バルブ事業の営業部門及び生産部門の業務を担当したのち、経営企画部門担当役員や海外グループ会社の経営者としての経験も有しております。また、2019年度からは、バルブ事業統括部門担当役員としてバルブ事業を強力に推し進めており、中期経営計画達成、ひいては当社グループの企業価値向上に大きく貢献できると期待されます。当社は、同氏の豊富な経験と実績を取締役会の経営戦略等の立案・審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値向上に資すると判断しました。

**5 まつもと かず ゆき
松本和幸** (1945年9月21日生)

所有する当社株式の数： 6,100株
社外取締役在任年数： 7年
取締役会出席状況： 16/16回



再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4 月 帝人製機株式会社（現ナブテスコ株式会社）入社
2001年 6 月 同社取締役
2003年 9 月 ナブテスコ株式会社執行役員
2004年 6 月 同社取締役
2005年 6 月 同社代表取締役社長
2011年 6 月 同社取締役会長（2013年 6 月退任）
2013年 6 月 株式会社トプコン社外取締役（現任）
当社社外取締役（現任）
【重要な兼職の状況】株式会社トプコン 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由】

松本和幸氏は、ナブテスコ株式会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営者としての豊富な経験に加え、技術戦略に関する幅広い見識を有しており、2013年 6 月より社外取締役として客観的かつ独立した公正な立場で経営を適切に監督いただいております。当社は、その経験・能力を高く評価しており、今後もその知見を活かした監督と助言を求めるため、引き続き社外取締役をお願いするものであります。

**6 あ もう
天羽 稔** (1951年12月9日生)

所有する当社株式の数： 3,800株
社外取締役在任年数： 5年
取締役会出席状況： 16/16回



再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月 デュポンファーマーイースト日本支社（現デュポン株式会社）入社
2000年 3 月 同社取締役
2002年 3 月 同社常務取締役
2004年 3 月 同社専務取締役 兼 エンジニアリングポリマー事業部アジア太平洋地域リージョナルディレクター
2005年 7 月 同社取締役副社長
2006年 9 月 同社代表取締役社長
2013年 1 月 同社代表取締役会長 兼 デュポンアジアパシフィックリミテッド社長
2014年 9 月 デュポン株式会社名誉会長（2016年3月退任）
2015年 6 月 当社社外取締役（現任）
2016年 3 月 大塚化学株式会社監査役
2019年 3 月 同社社外取締役（現任）
【重要な兼職の状況】大塚化学株式会社 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由】

天羽稔氏は、グローバルに事業を展開するデュポン株式会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い見識を有しており、2015年 6 月より社外取締役として客観的かつ独立した公正な立場で経営を適切に監督いただいております。当社は、その経験・能力を高く評価しており、今後もその知見を活かした監督と助言を求めるため、引き続き社外取締役をお願いするものであります。

7

ふじ わら
藤 原ゆたか
裕 (1951年4月20日生)

所有する当社株式の数： 3,600株
 社外取締役在任年数： 3年
 取締役会出席状況： 16/16回



再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4 月 三井海洋開発株式会社入社（1987年10月退社）
 1987年11月 安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）入社
 1994年 8 月 同社ニューヨーク副支店長
 1996年 6 月 同社シカゴ支店長（1998年7月退社）
 1998年 8 月 オムロン株式会社入社
 2005年 6 月 同社執行役員、財務IR室長
 2007年 3 月 同社執行役員、グループ戦略室長
 2008年 6 月 同社執行役員常務、グループ戦略室長
 2008年12月 同社執行役員常務、IR企業情報室長（2011年6月退任）
 2013年 6 月 ナプテスコ株式会社社外取締役（現任）
 2017年 6 月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】 ナプテスコ株式会社 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由】

藤原裕氏は、金融機関の海外支店責任者を歴任した後、グローバルに事業を展開するオムロン株式会社において財務・IR・グループ戦略を担当する執行役員として活躍され、グローバルな観点からの経営管理に高い見識を有しており、2017年6月より社外取締役として客観的かつ独立した公正な立場で経営を適切に監督いただいております。当社は、その経験・能力を高く評価しており、今後もその知見を活かした監督と助言を求めるため、引き続き社外取締役をお願いするものであります。

8

きく ま ゆきの
菊 間 千 乃

(1972年3月5日生)

所有する当社株式の数： -



新任 社外

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4 月 株式会社フジテレビジョン入社（2007年12月退社）
 2011年12月 弁護士登録
 2012年 1 月 弁護士法人松尾総合法律事務所入所（現任）
 2014年12月 株式会社ノエビアホールディングス社外取締役（2017年12月退任）
 2018年 6 月 株式会社コーセー社外取締役（現任）
 2020年 5 月 タキヒヨー株式会社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】 弁護士法人松尾総合法律事務所 弁護士
 株式会社コーセー 社外取締役
 タキヒヨー株式会社 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由】

菊間千乃氏は、テレビ放送のアナウンサーとしてマスメディア等の業務を経験されたのち、各種訴訟・非訴・保全事件などの紛争解決、労働・ガバナンス・危機管理・不祥事対応との企業法務、エンターテインメント、家事及び少年事件を含む刑事その他幅広い分野において弁護士として活躍されています。

同氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、当社は、同氏が法律の専門家として企業法務に精通しており、コーポレートガバナンスに関する十分な見識と幅広い経験を取締役会の意思決定機能及び監督機能の一層の強化に活かし、当社グループの企業価値向上に貢献していただくことができると判断しました。

-
- (注) 1. 候補者の堀田康之、名取敏照、村澤俊之、河野誠、松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者の菊間千乃氏が所属する弁護士法人松尾総合法律事務所と当社とは、法律顧問契約を締結しております。同弁護士法人と当社との間には同法律顧問契約に基づく取引がありますが、当社から同弁護士法人に支払われる顧問料金及び法律相談料金等の合計額は、当社の過去3事業年度の年間平均連結売上高の1%未満であり、僅少です。
3. 松本和幸、天羽稔、藤原裕及び菊間千乃の各氏は社外取締役の候補者であります。
4. 松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断に関する基準」(15頁)を充足しております。また、松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、取締役にな任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く)との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏との間で当該契約を締結しておりますが、本議案が原案通り承認可決された場合には当該契約は継続することとし、菊間千乃氏とは新たに当該契約を締結する予定であります。
6. 菊間千乃氏の戸籍上の氏名は吉田千乃であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 近藤雅彦氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

こん どう まさ ひこ
近藤 雅彦 (1952年9月8日生)

所有する当社株式の数 35,100株
監査役在任年数 4年
取締役会出席状況 16/16回
監査役会出席状況 15/15回



再任

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1977年 8 月 当社入社
2000年 7 月 総務人事部長
2004年 4 月 執行役員、総務人事部長、労務・環境安全部及び広報・IR室担当
2010年 4 月 執行役員、管理本部副本部長、総務人事部、環境安全部及びグループリスクマネジメント担当
2012年 6 月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
2014年 4 月 取締役、常務執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
2016年 6 月 常勤監査役（現任）

【監査役候補者とした理由】

近藤雅彦氏は、生産部門や品質保証部門の業務を担当したのち、グループ会社を統括する管理部門の取締役として当社の経営に携わり、経営基盤の強化やグループリスクマネジメント体制の構築を強力に推し進め、経営管理に高い見識を有しています。また、2016年6月より常勤監査役として客観的かつ公正な立場で経営を適切に監督いただいております。当社は、その経験・能力を高く評価しており、今後も取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に対する監視機能の強化及び会計監査人の職務遂行の監視・検証機能の充実に貢献していただくことができると判断し、引き続き監査役をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者の近藤雅彦氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、同氏との間で当該契約を締結しておりますが、本議案が原案通り承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以 上

（ご参考）「社外役員の独立性の判断に関する基準」

当社は、社外役員（社外取締役・社外監査役）が下記①乃至⑫のいずれの事項にも該当しない場合に「独立性」があると判断いたします。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員、顧問その他役員に準ずる地位にある者若しくはその他の使用人。以下同じ）または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額〔当社グループから支払う額〕がその者の年間連結売上高の2%以上の者）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（当社が製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額〔その者が当社グループに支払う額〕がその者の年間連結売上高の2%以上である者）またはその業務執行者
- ④ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直近事業年度における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している金融機関またはその親会社若しくは子会社）またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士等の法律専門家、公認会計士または税理士等の会計専門家またはコンサルタントである者（但し、当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事その他の業務執行者である者）
- ⑥ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者（但し、当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者である者）
- ⑧ 当社の主要株主（直接保有・間接保有を問わず、直近の事業年度末において議決権保有割合5%以上を保有する株主）または当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが大出資者（当社グループが直近の事業年度末において相手方の議決権の5%以上の出資をしている者）となっている者またはその業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間に於いて、上記②乃至⑩に該当していた者
- ⑫ 当社グループの業務執行者のうち業務執行取締役、執行役員、顧問その他役員に準ずる地位にある者の近親者（配偶者または二親等以内の親族。以下同じ）及び上記②乃至⑪に該当する者の取締役、執行役、執行役員、顧問その他役員に準ずる地位にある者の近親者である者

第106期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の概要

① 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、米中貿易摩擦により世界全体の貿易量が減少し、英国のEU離脱もあり、不透明な状況が継続しました。国内経済については、製造業の設備投資は底堅い動きでしたが、消費税増税に伴う個人消費の下振れや住宅投資の減少に加え輸出の減少もあり、全体的には弱い動きとなりました。

このような経営環境の中、当社グループは、2030年にバルブ事業において「Global Strong No. 2」を目指す長期計画に基づき、2020年3月期を初年度とする「第4期中期経営計画」を策定し、持続的な発展に向けた取り組みを推し進めてまいりました。

バルブ事業においては、国内市場では、重点商品（弁種）の製品バリエーション拡大によりシェアアップを図る他、エンドユーザーへの訪問活動を強化しました。海外市場では、アジア汎用弁戦略室を新設し、マレーシアの大手バルブメーカー及び販売代理店であるUnimech社との資本業務提携契約を締結し、ミドルクラス（中低価格帯）への本格参入への取り組みを進めました。プラント市場向けでは、新設案件だけでなく、MRO（メンテナンス・リペアアンドオペレーション）における収益拡大に取り組みました。

伸銅品事業においては、2018年度から大規模設備更新投資を進めておりましたが、新工場を竣工し、2019年10月に量産を開始しました。

一方、2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス感染症の発生が報告されて以来、世界各地で感染者数増加の報告が続き、社会活動及び経済活動に大きな影響を与えております。当社グループにおいては、中国国内の複数の拠点において一時的な操業停止などの影響がありましたが、生産拠点は2020年3月末にほぼ通常稼働に戻っております。当社グループが事業を展開している米州、欧州、アセアン及びインドにも感染が拡大し、一部拠点の稼働に影響を与えていますが、海外グループ会社の大部分は12月決算であることから、当連結会計年度の業績への影響は限定的なものとなっております。

当連結会計年度の売上高は、前期比7.0%減の1,270億90百万円となりました。

バルブ事業においては、国内外の半導体製造設備向けが大幅減収となった他、国内市場では、主力の建築設備向けにおいて市中在庫調整の影響が大きく、東京オリンピック・パラリンピックに伴う設備投資の効果も限定的であり、海外市場では、原油価格低迷に伴うOil & Gas市場の設備投資停滞及び中国経済減速の影響が大きく、減収となりました。伸銅品事業においては、原材料相場の下落による販売価格の下落と販売量の減少により、減収となりました。

損益面では、営業利益は、バルブ事業における減収の影響が大きく、前期比40.7%減の69億50百
万円となり、経常利益は前期比39.1%減の72億41百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期
比12.2%減の49億37百万円となりました。

事業セグメント別の概況は以下の通りであります。

イ. バルブ事業

バルブ事業の売上高は、1,031億14百万円（前期比6.2%減）、営業利益は106億27百万円（前期
比28.9%減）となりました。

半導体製造設備向けは、国内外とも、前第4四半期から循環的な後退局面に入りましたが、第1四
半期に底打ちしました。第2四半期以降徐々に回復したものの、力強さには欠け、前期比では大幅減
収となりました。国内市場において工業用バルブは、メンテナンス需要及び食品・薬品・医薬品向け
等の新設案件を中心に、堅調を維持しましたが、建築設備向けは市中在庫の積み上がりを受け、販売
量が減少し減収となりました。海外市場は、米中貿易摩擦の影響から中国及びアセアンにおいて減収
となった他、前期にあった中東向け大型プロジェクトへの納入がなくなったことから、減収となりま
した。

営業利益は、半導体製造設備向けの大幅減収と建築設備向けにおける主力の青黄銅バルブの販売量
減少の影響が大きく、また、当社における新基幹システム稼働により、減価償却費が増加し、初期ト
ラブルによる納期遅延も発生したこと等により、減益となりました。

ロ. 伸銅品事業

伸銅品事業の売上高は、210億61百万円（前期比10.9%減）、営業損失は6百万円（前期は2億
87百万円の営業利益）となりました。

黄銅棒の主要材料である銅相場は、11月から12月に若干の上昇はあったものの、期を通じて下落
傾向であり、販売量についても、住宅関連需要低迷等により、減少しました。

営業利益は、原材料相場変動の影響に加え、新工場における量産が10月より開始したことに伴い、
減価償却費が増加するとともに、旧設備との並行稼働の状況が継続し、製造経費が増加しました。

ハ. その他

その他の売上高は、29億14百万円（前期比3.7%減）、営業損失は11百万円（前期は90百万円の
営業利益）となりました。

ホテル事業においては、団体宿泊客が減少した他、10月の台風や3月の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、宿泊予約のキャンセルが増加するとともに、高速道路サービスエリアの来客数が減少しました。

企業集団の事業セグメント別売上高

(単位 百万円)

事業セグメント の名称	第105期 (2019年3月期)		第106期 (2020年3月期)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
バルブ事業	109,969	80.5%	103,114	81.1%	△6,854	△6.2%
伸銅品事業	23,643	17.3	21,061	16.6	△2,581	△10.9
その他	3,025	2.2	2,914	2.3	△110	△3.7
合 計	136,637	100	127,090	100	△9,547	△7.0

② 設備投資の状況

バルブ事業を中心に生産設備等の新規・更新投資等を行いました。伸銅品事業においても鋳造及び製棒設備の新規更新投資を行ったことにより設備投資の総額は60億75百万円（無形固定資産含む）となりました。

③ 資金調達の状況

長期借入金の返済や社債の償還を行いました。新型コロナウイルス対応として手元資金確保のために短期借入金の調達を行ったことにより、有利子負債残高（リース債務含む）は前期比54億75百万円増の391億47百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分	第103期 (2017年3月期)	第104期 (2018年3月期)	第105期 (2019年3月期)	第106期 (2020年3月期)
売上高	114,101	124,566	136,637	127,090
経常利益	8,799	9,733	11,883	7,241
親会社株主に帰属 する当期純利益	5,400	6,518	5,625	4,937
1株当たり当期純利益	51.43円	65.50円	58.50円	53.06円
総資産	119,148	133,545	131,657	135,063
純資産	74,892	77,391	76,829	76,879
1株当たり純資産	727.78円	782.98円	793.74円	819.49円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、上記発行済株式総数については自己株式を除いております。
2. 当社は第103期より「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式については連結計算書類において自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めるとともに、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第105期（2019年3月期）の期首から適用しており、第104期（2018年3月期）の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(第104期)

バルブ事業においては、半導体製造装置向けで大幅な増収となった他、国内建築設備向けが好調に推移したことにより増収となりました。また、伸銅品事業においても、原材料相場の上昇に伴う販売価格の上昇により大幅な増収となった結果、売上高の総額は前期比9.2%増の1,245億66百万円となりました。

損益面では、営業利益は、半導体製造装置向けの増収やバルブ事業における製造コスト削減等により、前期比13.3%増の101億17百万円、経常利益は前期比10.6%増の97億33百万円となりました。また、前期において計上した本社不動産の減損損失がなくなった他、前期に引き続き政策保有株式の一部売却による投資有価証券売却益の計上などもあり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比20.7%増の65億18百万円となりました。

(第105期)

バルブ事業において、好調に推移していた半導体製造設備向けが第4四半期に減速したものの、国内建築設備向けや工業用向けが好調に推移したことに加え、原油価格上昇により海外市場向けが回復

したことなどにより増収となり、伸銅品事業においても販売重量の増加により増収となった結果、売上高の総額は前期比9.7%増の1,366億37百万円となりました。

損益面では、営業利益は、バルブ事業において国内及び海外での増収の他、製造コストの削減に加え、国内における価格改定効果により、前期比15.8%増の117億13百万円となりました。また、経常利益は、前期比22.1%増の118億83百万円となり、営業利益、経常利益ともに、過去最高となりました。

なお、2018年4月に工業用バタフライバルブに強みを有する韓国のバルブメーカーCephas Pipelines Corp.の株式を100%取得し、当連結会計年度より新たに連結の範囲に含めておりますが、韓国経済の急激な減速や主要な納入先である韓国プラントエンジニアリング向け売上の減少等の影響によって収益性が悪化したことから、改めて将来キャッシュ・フローを見直し、のれんを中心に固定資産の減損損失として24億83百万円を計上しました。これにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比13.7%減の56億25百万円となりました。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分	第103期 (2017年3月期)	第104期 (2018年3月期)	第105期 (2019年3月期)	第106期 (2020年3月期)
売上高	61,933	64,118	72,262	64,137
経常利益	5,098	6,506	7,609	4,681
当期純利益	3,768	5,445	2,985	3,645
1株当たり当期純利益	35.89円	54.72円	31.05円	39.17円
総資産	93,255	105,903	99,045	102,569
純資産	54,977	55,769	54,079	52,962
1株当たり純資産	542.23円	572.91円	567.81円	574.29円

(注) 注記事項につきましては①企業集団の財産及び損益の状況の注記をご参照ください。

(3) 企業集団が対処すべき課題

2020年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が世界的に広がり、成長の減速が見込まれます。また、米中貿易摩擦、英国のEU離脱及び原油価格低迷の影響等、不確実性が高まっています。

国内経済についても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、個人消費、企業収益とも大きく減速し、東京オリンピック・パラリンピック延期による影響も懸念されます。

このような状況の中、本年は、第4期中期経営計画の2年目として、以下の諸施策を実行してまいります。

①組織体制の強化

バルブ事業の事業戦略実行に向け、組織体制を強化します。海外市場においては、「アジア汎用弁戦略室」を日本から地域統括会社のあるシンガポールに移設しました。これにより、アセアンにおける国別戦略の策定、検証及び優先順位付けを行うとともに、2019年に株式の約25%を取得したマレーシアのUnimech社との協力体制を強化し、相互のブランドを活用したクロスセルなどにより、シナジー効果を実現してまいります。

国内市場においては、工業用バルブのキーアカウントユーザー（重要性の高いエンドユーザー）をイニシャル（受注）からアフター（受注後のメンテナンス等）までフォローするため、「営業推進部」を新設しました。顧客関係データを一元管理することにより、グループの共有資産と位置づけ、顧客接点情報の蓄積・利活用、顧客内シェアや顧客別収支の可視化を図り、当社グループ製品への切り替え促進、顧客のニーズに即した新製品開発につなげてまいります。

さらに、国内建築設備向け市場を統括管理する「建築設備統括部」を新設し、東洋バルブ株式会社と当社の更なるシナジーを追求し、マーケティングからベンダーイン活動、市場の変化に対応した新製品の開発提案から発売までを手掛けてまいります。

②製品戦略

国内市場においては、中期経営計画における重点弁種と位置付けるバタフライバルブ、ダクティルバルブ及び自動操作バルブの拡販を図り、引き続きシェア拡大に努めます。また、バルブメンテナンスから得られたエンドユーザーに関する情報を活用し、ユーザーのニーズに沿った新製品開発を行ってまいります。

海外市場においては、Oil & Gas向けであるトラニオンボールバルブのグローバルモデル及び新興国（アセアン及びインド）向け低コストモデルにつき、戦略再構築を図ります。さらに、2018年にグループ入りした韓国の子会社Cephas Pipelines Corp.においてCryogenic（超低温）バルブの開発を進めるとともに、当社の商流を活用し、大口径の工業用バタフライバルブの拡販を図ります。

主として半導体関連向けである工業用フィルター事業においては、2019年に株式会社キッツマイクロフィルター第2工場が竣工いたしました。主力商品である「ポリフィックス」の量産体制を早期に構築し、安定した生産体制を目指します。

また、製品情報をライフサイクル全体で管理するシステムであるPLM（プロダクト・ライフサイクル・マネジメント）の活用により、製品、設計図面及び部品表を一元管理し、マーケットニーズに応じた製品開発を推進する他、製品・部品の統廃合によるコスト削減を進めてまいります。

③新規事業への取り組み

当社は、2012年7月より、燃料電池自動車等の燃料となる水素ガスを供給する「水素ステーション用バルブ市場」に参入しました。また、当該市場の今後のさらなる市場の拡大が見込まれるため、2020年4月から新規事業として「パッケージユニット型水素ステーション事業」に参入しました。当社は、これらの事業の実効性を上げるため、「水素ステーション事業推進部」を新設しました。

これにより、今後、当社の高い性能と優位性を広く示す製品戦略のもと、水素インフラの整備及び水素エネルギーの普及に貢献するとともに、より一層の収益拡大につなげてまいります。

④IT戦略

IT戦略としては、2019年5月から稼働を開始した新基幹システムのデータ活用によりグローバル経営情報の可視化を進め、生産のデジタル化及びIoTを活用した製造設備管理、さらにはAI、ディープラーニングに精通した技術者の育成を進めてまいります。また、デジタル技術による事業変革を推進する部署を新設し、顧客価値の最大化を図ります。

また、IT技術を生かした働き方改革としては、社員が働くためのコミュニケーション・コラボレーションツールを刷新し、RPA（定型的業務の自動化）導入により業務の効率化と付加価値業務へのシフトを図ってまいります。

⑤ マネジメント戦略

当社グループの決算期について、当社及び国内連結子会社は、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと定めていますが、海外連結子会社と決算期を12月末に統一することで、グループ全体の業績を適時的確に把握及び開示し、経営の透明性を向上させることによりグローバル企業としての経営体制をより一層強化することを目的として、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更することとしました。なお、決算期の統一により当社グループは、グローバルでリアルタイムでの経営情報の管理と迅速な意思決定が可能となります。

人事・評価制度について、人財・組織文化（マインドセット）のグローバル化を図るとともに、グローバル・タレント・マネジメント及び人事・評価制度の整備を段階的に行ってまいります。

リスクマネジメントについて、新型コロナウイルス感染拡大をはじめとするグループにおけるリスクの抽出をあらためて行うとともに、分析・評価の基準に基づき、全リスク事項の評価及び重点リスク事項の特定並びに所要の対策を実施することにより、緊急事態における事業継続を可能とする仕組み作りに取り組んでまいります。

⑥ ESG／SDGsへの取り組み

当社グループは、2019年度を初年度とする第4期中期経営計画において、ESGのさらなる強化を重点テーマに掲げています。これを実現するために国際連合により採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を加味して、新たに「サステナビリティ・コミットメント」及び「サステナビリティ・スローガン」を策定しました。

また、これまでの取り組み項目を一層強化するとともに、サステナビリティ経営をさらに加速させるため、SDGsのうち、当社の重要な取り組み項目と関連性の強い目標を見える化し、「ESGを軸にした取り組みとSDGsのゴール」を策定しました。

当社は、社会が持続可能であるために、今後も流体制御機器メーカーとして「何ができるのか」について継続して追求し、事業を通じた社会課題の解決に取り組むとともに、非財務情報のパフォーマンスの向上及び積極的な情報開示に努めてまいります。

◆コミットメント 『流体に関わる事業を通じて、地球と共に生きる社会をつくります』

◆スローガン 『つくる未来 のこす未来』

ESGを軸にした取り組みとSDGsのゴール

大項目	中項目	具体的な実施項目	SDGs
Environment 事業活動を通じて地球環境保全に貢献する	1. 環境に配慮した商品・サービスの開発と提供	① 鉛レス材・カドミレス材等の環境に優しい材料の開発	    
		② 除菌・浄化処理装置の開発	
		③ RoHS指令・REACH規制対応商品の提供	
		④ クリーンエネルギー分野への対応商品の開発	
	2. 産業廃棄物の削減と再利用・再利用の推進	① 地球温暖化ガス・CO ₂ 排出量の低減活動の推進	
		② 環境負荷物質排出の抑制	
	3. グループ・グローバルでの環境汚染防止と予防	① 有害物質を含有する化成品の特定と代替化の推進	
		② 海外拠点別環境法規制の見える化と対策	
	Social 人財・安全・地域社会を大切にす	① 働きやすい人事制度の導入と定着	
		② 同一労働同一賃金に向けての取り組み	
		③ 女性社員の活躍推進	
		④ シニア人財の活躍推進	
		⑤ グローバル人財の登用と育成	
		⑥ ワーク・ライフ・バランスを支える制度の充実	
	2. 安全・健康・人権を大切にする社風の醸成	① 安全で健康に働くことができる職場環境の整備	
		② 国、宗教、民族等に対する偏見・差別・人権侵害・不正を行わないとするポリシーの徹底	
	3. 適正な事業活動	① 公正な取引によるサプライチェーンマネジメントの推進	
		② 品質と安全性確保による顧客満足の追求	
	Governance 公明正大な経営	① 社会貢献活動の推進	
	1. 健全なコーポレートガバナンス体制の確立	① 指名委員会と報酬委員会の有効な運用	  
		② 女性役員の登用	
		③ J-SOX法に加え会社法上の内部統制（内部監査）の強化	
	2. 経営における透明性の向上と経営監視体制の強化	① 三様監査会合（監査役会・会計監査人・内部監査室）に社外取締役を加えた四様監査・監督会合の実施による情報の共有化	
		② 社外役員によるグループ会社の監査と監督	
		③ 内部監査室の強化	
	3. 取締役会の実効性の強化	① 幅広い見識・経験を有する社外役員の起用によるガバナンスの強化と取締役会の活性化	
		② 取締役会の実効性評価の実施と課題への対応	

⑦財務上の取り組み

財務面では、中期経営計画の取り組みを推進するとともに、新型コロナウイルス感染拡大による影響への対応として2020年3月末に実施した厚めの手元資金の保持を継続し、前期比35億円増額した主要銀行による短期借入金に関する特定融資枠（コミットメントライン）契約（総額135億円）により国内外のグループ会社を含めた緊急時の流動性に備えてまいります。加えて、棚卸資産回転日数の短縮効果も含めた営業キャッシュ・フローの確保とともに、設備投資等の優先順位を選別し減価償却費以下の水準に抑制し、引き続きフリー・キャッシュ・フローの確保に努めてまいります。

⑧伸銅品事業における新工場量産体制の確立

2019年10月に量産を開始した株式会社キッツメタルワークスの黄銅棒新工場につきましては、旧設備との並行稼働が続いておりましたが、2020年度は新工場への生産一元化を進め、最新の生産設備活用により歩留まりの向上を実現し、大幅な生産性向上を図ります。

また、長年培った合金技術を活かし、耐脱亜鉛腐食黄銅棒や鉛レス黄銅棒及びカドミレス黄銅棒など、各種規制に対応した、人にも環境にも優しい新素材の開発・拡大に注力してまいります。

⑨その他、ホテル事業

その他、ホテル事業において、新型コロナウイルスの影響により宿泊客が大きく減少しておりますが、引き続きサービス品質の向上に努めるとともに徹底した経費削減を進めてまいります。

(4) 重要な子会社の状況（2020年3月31日現在）

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
東洋バルブ(株)	100百万円	100%	バルブの仕入販売
(株)清水合金製作所	90百万円	93.3	バルブの製造販売
(株)キッツエスシーティー	300百万円	100	半導体製造装置用配管部材の製造販売
(株)キッツマイクロフィルター	90百万円	100	濾過用機器及びその付属品の製造販売
KITZ (THAILAND) LTD.	500百万タイバート	92	バルブの製造販売
台湾北澤股份有限公司	200百万台湾元	100	バルブの製造販売
北澤閥門(昆山)有限公司	49百万中国元	100	バルブの製造販売
北澤精密機械(昆山)有限公司	62百万中国元	100(100)	バルブの製造販売
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	22百万中国元	100(100)	半導体製造装置用配管部材の製造販売
連雲港北澤精密閥門有限公司	42百万中国元	100	バルブの製造販売
上海開滋国際貿易有限公司	10百万中国元	100	バルブの仕入販売
KITZ CORP. OF AMERICA	3,000千米ドル	100	バルブの仕入販売
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	64,000千ブラジルリアル	100	バルブの製造販売
KITZ CORP. OF EUROPE, S.A.	421千ユーロ	100	バルブの製造販売
KITZ Europe GmbH	500千ユーロ	100	バルブの仕入販売
Perrin GmbH	1,538千ユーロ	100(100)	バルブの製造販売
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	11,142千米ドル	100	バルブの仕入販売
Cephas Pipelines Corp.	2,454百万ウォン	100	バルブの製造販売
(株)キッツメタルワークス	490百万円	100	伸銅品の製造販売
(株)ホテル紅や	490百万円	100	ホテル及びレストランの経営

(注) 1. 出資比率の()内は子会社による出資比率を内数で表示しております。

2. 当事業年度末において特定完全子会社はありません。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの主要な製品または事業名

事業区分	主要な製品または事業名
バルブ事業	青銅バルブ、鉄鋼バルブ、その他バルブ関連製品、濾過関連製品及びその付属品の製造販売
伸銅品事業	伸銅品及び伸銅加工品の製造販売
その他	ホテル及びレストランの経営

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	千葉市	新 潟 営 業 所	新潟市
長 坂 工 場	山梨県北杜市	北 陸 営 業 所	富山市
伊 那 工 場	長野県伊那市	甲 信 営 業 所	長野県茅野市
茅 野 工 場	長野県茅野市	東 海 営 業 所	静岡市
北 海 道 営 業 所	札幌市	名 古 屋 営 業 所	名古屋市
東 北 営 業 所	仙台市	大 阪 営 業 所	大阪市
北 関 東 営 業 所	さいたま市	岡 山 営 業 所	岡山市
東 京 営 業 所	東京都中央区	広 島 営 業 所	広島市
横 浜 営 業 所	横浜市	九 州 営 業 所	福岡市

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
東洋バルブ(株)	東京都中央区
(株)清水合金製作所	滋賀県彦根市
(株)キッツエスシーティー	群馬県太田市
(株)キッツマイクロフィルター	長野県諏訪市
KITZ (THAILAND) LTD.	タイ（サムットプラカーン県）
台湾北澤股份有限公司	台湾（高雄市）
北澤閥門(昆山)有限公司	中華人民共和国（江蘇省）
北澤精密機械(昆山)有限公司	中華人民共和国（江蘇省）
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	中華人民共和国（江蘇省）
連雲港北澤精密閥門有限公司	中華人民共和国（江蘇省）
上海開滋国際貿易有限公司	中華人民共和国（上海市）
KITZ CORP. OF AMERICA	アメリカ（テキサス州）
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	ブラジル（リオグランデ・ド・スル州）
KITZ CORP. OF EUROPE, S.A.	スペイン（バルセロナ県）
KITZ Europe GmbH	ドイツ（ヘッセン州）
Perrin GmbH	ドイツ（ヘッセン州）
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	シンガポール
Cephas Pipelines Corp.	韓国（釜山広域市）
(株)キッツメタルワークス	長野県茅野市
(株)ホテル紅や	長野県諏訪市

(注) (株)キッツエスシーティーの主要な事業所は工場所在地を記載しております。

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
バルブ事業	4,637名	112名増
伸銅品事業	237	4名増
その他の	88	18名減
全社（共通）	86	5名増
合計	5,048	103名増

(注) 1. 上記には当社グループからグループ外への出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。
 2. 全社（共通）は特定のセグメントに属さない管理部門の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,327名	37名増	40.2歳	14.5年

(注) 上記には出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先及び借入額（2020年3月31日現在）

(単位 百万円)

名 称	借入金残高
株式会社三井住友銀行	5,824
株式会社三菱UFJ銀行	3,647
株式会社みずほ銀行	2,869
株式会社千葉銀行	945
株式会社八十二銀行	903

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 400,000,000株

② 発行済株式の総数 92,731,557株

（注）上記の発行済株式の総数には当事業年度末において保有する自己株式7,664,954株を含めておりません。

③ 株主数 10,212名

（注）株主数には当社を含めております。

④ 大株主（上位10名）

名 称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	8,881千株	9.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,374	5.80
北 沢 会 持 株 会	4,603	4.96
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,303	4.64
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	3,420	3.69
公 益 財 団 法 人 北 澤 育 英 会	3,411	3.68
キ ッ ツ 取 引 先 持 株 会	3,065	3.31
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,553	2.75
キ ッ ツ 従 業 員 持 株 会	1,868	2.01
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	1,702	1.84

（注）1. 当社は2020年3月31日現在、自己株式7,664千株を保有しており、上記大株主から除外しております。

また、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。

なお、当社は「役員報酬BIP信託」を採用しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が当社株式を509千株を保有しておりますが、当該自己株式には含めておりません。

2. 上記の持株数には信託業務に係る株式を次の通り含んでおります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 8,881千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 5,374千株

3. 住友生命保険相互会社の持株数には変額口2千株及び特別勘定9千株を含んでおります。

(2) 新株予約権等に関する事項（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況 (2020年3月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

氏 名	当社における地位及び担当
堀 田 康 之	代表取締役社長 (社長執行役員)
名 取 敏 照	取 締 役 (副社長執行役員、アジア汎用弁戦略室長)
村 澤 俊 之	取 締 役 (常務執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制、E S G及びグループリスクマネジメント担当)
河 野 誠	取 締 役 (常務執行役員、バルブ事業統括本部長)
松 本 和 幸	社 外 取 締 役
天 羽 稔	社 外 取 締 役
藤 原 裕	社 外 取 締 役
近 藤 雅 彦	常 勤 監 査 役
木 村 太 郎	常 勤 監 査 役
高 井 龍 彦	社 外 監 査 役
作 野 周 平	社 外 監 査 役
小 林 彩 子	社 外 監 査 役

- (注) 1. 当社は社外取締役 松本和幸、天羽稔及び藤原裕の各氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 当社は社外監査役 高井龍彦、作野周平及び小林彩子の各氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
3. 当事業年度中における取締役の異動

新任取締役

氏 名	就任時の地位	就任年月日
河 野 誠	取 締 役	2019年6月25日

4. 当事業年度中における監査役の異動

新任監査役

氏 名	就任時の地位	就任年月日
小 林 彩 子	社 外 監 査 役	2019年6月25日

5. 当事業年度末以降における取締役の担当の主な変更

氏 名	変 更 後	変 更 前	変更年月日
名 取 敏 照	取締役、副社長執行役員、経営企画本部長及びスマート養殖開発部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当	取締役、副社長執行役員、アジア汎用弁戦略室長	2020年4月1日

6. 監査役 近藤雅彦氏は、グループ会社を統括する管理部門担当の取締役として当社の経営に携わり、経営基盤の強化やグループリスクマネジメント体制の構築及び強化を推し進めるなど、事業経営、労務に関する知識・経験が豊富であり、監査役に期待される相当程度の知見を有しています。

-
7. 監査役 木村太郎氏は、長年にわたり当社の経理・財務部門を主管するとともに、グループ会社を統括する管理部門担当の執行役員として内部統制システムの整備と内部監査機能の強化に加え、リスクマネジメント体制の構築を推し進めるなど、監査役に期待される内部統制及びリスク管理並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 8. 社外監査役 高井龍彦氏は、三井金属鉱業株式会社において、長年同社の経理、財務、管理、経営企画等の業務を担当されたのち、同社の最高財務責任者(CFO)兼上席執行役員及び常勤監査役を歴任され、財務及び会計並びに監査役の職務に関する相当程度の知見を有しています。
 9. 社外監査役 作野周平氏は、横河電機株式会社において、グループを統括する経営管理部門における幅広い経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、内部統制、リスク管理及び内部監査体制の構築等の経験を通じてコーポレートガバナンスに関する見識も備えるなど、監査役に期待される相当程度の知見を有しています。
 10. 社外監査役 小林彩子氏は、企業法務、コンプライアンス、M&A及び危機管理その他幅広い分野において高度な専門知識を有する弁護士であり、監査役に期待されるコーポレートガバナンス、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に対する監視機能並びに会計監査人の職務執行の監視・検証機能等に関する相当程度の知見を有しています。
 11. 小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役である者を除く。本項において以下同じ。）及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめ、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役及び監査役との間に、その取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各取締役及び各監査役との間で当該契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

③ 取締役及び監査役の主な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職する他の法人名	兼職の内容
取 締 役	名 取 敏 照	上海開滋国際貿易有限公司	取 締 役
		KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	取 締 役
	村 澤 俊 之	(株)キッツマイクロフィルター	監 査 役
		(株)キッツメタルワークス	監 査 役
		(株)ホテル紅や	監 査 役
	河 野 誠	上海開滋国際貿易有限公司	取 締 役
		KITZ CORP. OF AMERICA	取 締 役
		KITZ Europe GmbH	取 締 役
		KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	取 締 役
		Cephas Pipelines Corp.	取 締 役
常 勤 監 査 役	近 藤 雅 彦	東洋バルブ(株)	監 査 役
		(株)キッツエスシーティー	監 査 役
		(株)キッツマイクロフィルター	監 査 役
		(株)ホテル紅や	監 査 役
		台湾北澤股份有限公司	監 査 役
		北澤精密機械(昆山)有限公司	監 査 役
		北澤半導体閥門(昆山)有限公司	監 査 役
		上海開滋国際貿易有限公司	監 査 役
	木 村 太 郎	(株)清水合金製作所	監 査 役
		(株)キッツメタルワークス	監 査 役
		北澤閥門(昆山)有限公司	監 査 役
		連雲港北澤精密閥門有限公司	監 査 役
		上海開滋国際貿易有限公司	監 査 役

(注) 兼職する他の法人で当社と同一の事業に属する法人は次の通りであります。

(名 称)	(事業の内容)
東洋バルブ(株)	バルブの仕入販売
(株)清水合金製作所	バルブの製造販売
(株)キッツエスシーティー	半導体製造装置用配管部材の製造販売
台湾北澤股份有限公司	バルブの製造販売
北澤閥門(昆山)有限公司	バルブの製造販売
北澤精密機械(昆山)有限公司	バルブの製造販売
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	半導体製造装置用配管部材の製造販売
連雲港北澤精密閥門有限公司	バルブの製造販売
上海開滋国際貿易有限公司	バルブの仕入販売
KITZ CORP. OF AMERICA	バルブの仕入販売
KITZ Europe GmbH	バルブの仕入販売
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	バルブの仕入販売
Cephas Pipelines Corp.	バルブの製造販売

④ 当事業年度末における執行役員（兼任取締役を除く）の氏名及び当社における担当

氏 名	担 当
平 林 一 彦	執 行 役 員 バルブ事業統括本部生産本部長、NEW KICSセンター担当
坂 根 哲 夫	執 行 役 員 バルブ事業統括本部国内営業本部長 及び アジア汎用弁戦略室副室長
小 出 幸 成	執 行 役 員 IT統括センター長
小 山 順 之	執 行 役 員 CS統括センター長
栗 原 等	執 行 役 員 経営企画本部長
葛 城 健 志	執 行 役 員 管理本部副本部長
田草川 勝	執 行 役 員 バルブ事業統括本部プロダクトマネジメントセンター長
平 島 孝 人	執 行 役 員 バルブ事業統括本部技術本部長
沖 村 一 徳	執 行 役 員 法務部長、知的財産部担当

(注) 1. 当事業年度中における執行役員（兼任取締役を除く）の異動

(1) 新任執行役員

氏 名	就任時の地位及び担当	就任年月日
平 島 孝 人	執 行 役 員 バルブ事業統括本部技術本部長	2019年4月1日
沖 村 一 徳	執 行 役 員 法務部長、知的財産部担当	2019年4月1日

(2) 退任執行役員

氏 名	退任時の地位	退任年月日
坂 根 哲 夫	執 行 役 員	2020年3月31日
栗 原 等	執 行 役 員	2020年3月31日

2. 当事業年度末以降における執行役員（兼任取締役を除く）の異動

新任執行役員

氏 名	就任時の地位及び担当	就任年月日
加 藤 建 二	執 行 役 員 バルブ事業統括本部国内営業本部長	2020年4月1日

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の額
取 締 役	7名	192百万円
監 査 役	5	69
計	12	261

(注) 1. 取締役及び監査役の年間報酬限度額は株主総会において次の通り決議されております。

取締役報酬額（使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与を含まない）

年額400百万円以内（うち社外取締役分7千万円以内）（2019年6月25日開催の第105回定時株主総会）

監査役報酬額

年額100百万円以内（2019年6月25日開催の第105回定時株主総会）

2. 当事業年度末現在の人員は取締役7名、監査役5名の計12名であります。

3. 上記には使用人兼務取締役に対する使用人分給与、賞与及び株式報酬は含んでおりません。

なお、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は31百万円、賞与は28百万円、株式報酬は3百万円であります。

4. 報酬等の額には当事業年度に役員賞与引当金として計上した役員賞与44百万円及び役員株式給付引当金として計上した株式報酬24百万円を含んでおります。

5. 上記のうち社外取締役3名の報酬等の合計額は32百万円、社外監査役3名の報酬等の合計額は26百万円であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役 松本和幸氏は、株式会社トプコンの社外取締役を兼任しております。なお、当社と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 社外取締役 天羽稔氏は、大塚化学株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、当社と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 社外取締役 藤原裕氏は、ナブテスコ株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、当社と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 社外監査役 作野周平氏は、2019年6月26日に横河ソリューションサービス株式会社の監査役を退任し、現在はジャパニアス株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、当社と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 社外監査役 小林彩子氏は、弁護士法人片岡総合法律事務所の弁護士（パートナー）を兼任しております。なお、同法人と当社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動の状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	松 本 和 幸	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。
取 締 役	天 羽 稔	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。
取 締 役	藤 原 裕	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。
監 査 役	高 井 龍 彦	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、取締役の職務の執行全般について、その監査の方法その他監査役としての職務の執行に関する事項について審議を行いました。
監 査 役	作 野 周 平	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、取締役の職務の執行全般について、その監査の方法その他監査役としての職務の執行に関する事項について審議を行いました。
監 査 役	小 林 彩 子	2019年6月25日開催の定時株主総会にて新たに選任され、就任以降、当事業年度中に開催された取締役会10回全てに出席し、議案審議に必要な意見の表明を行いました。また、開催された監査役会10回のうち9回出席し、取締役の職務の執行全般について、その監査の方法その他監査役としての職務の執行に関する事項について審議を行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る当社が支払うべき報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	109百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	- 百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	109百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額に記載した金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社におきましては当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人が監査計画の策定において、監査品質を確保するために必要十分な監査体制と監査時間を見込んでいるかについて監査役会の定めた評価基準に沿って検討するとともに、前期の監査の有効性・効率性、追加報酬精算の有無、監査時間と報酬単価の過年度推移、報酬見積りの算定根拠及び非監査業務契約の締結状況等を勘案し審議した結果、会計監査人の監査計画は適切であり、その報酬等の額は相当であると判断し、同意いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

イ. 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

ロ. 会計監査人の独立性、適格性等に重大な疑義が認められる場合、または職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等に重要な不備が認められ、監査品質の確保に向けた改善の見込みがないと思料される場合など、会計監査人が監査品質を維持し、継続してその職務を適正に遂行することが困難であると判断される場合には、監査役会は、当該会計監査人を解任または不再任とする株主総会の議案の内容及び新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定いたします。

ハ. 監査役会が、会計監査人の監査品質、独立性、適格性、信頼性、有効性、効率性等を総合的に評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、監査役会は、現任の会計監査人を再任せず、新たな会計監査人を選任する株主総会の議案の内容を決定いたします。

①コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

また、経営の効率性とコンプライアンスの強化を図るため、ステークホルダーからの要請や社会動向などを踏まえ、迅速かつ効率が良く、健全で透明性の高い経営が実現できるよう様々な施策を講じてコーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでいます。

当社のコーポレートガバナンス体制は以下の通りです。

The diagram illustrates the internal control system of a company, centered around the Board of Directors (取締役会) and the Audit Committee/Audit Office (監査役会 (監査役室)).

- Top Level:** 株主総会 (Shareholders' Meeting)
- Key Bodies:**
 - 指名委員会 (Nomination Committee) / 報酬委員会 (Remuneration Committee)
 - 取締役会 (Board of Directors)
 - 監査役会 (監査役室) (Audit Committee/Audit Office)
 - 会計監査人 (External Auditor)
- Internal Structure:**
 - 取締役会 (Board of Directors):** Oversees the 代表取締役社長 (President) and 業務執行取締役 (Executive Officers).
 - 監査役会 (監査役室) (Audit Committee/Audit Office):** Oversees the 内部監査室 (Internal Audit Room) and 会計監査人 (External Auditor).
 - 経営会議 (執行役員会議) (Management Meeting/Executive Officers Meeting):** Oversees the 執行役員 (Executive Officers).
 - 執行役員 (Executive Officers):** Manage the 事業部門 (業務執行部門) (Business Department/Business Execution Department) and コーポレートスタッフ部門 (Corporate Staff Department).
 - 事業部門 (業務執行部門) (Business Department/Business Execution Department):** Manages 海外グループ会社 (Overseas Group Companies) and 国内グループ会社 (取締役会・監査役設置) (Domestic Group Companies (with Board of Directors/Audit Committee)).
 - コーポレートスタッフ部門 (Corporate Staff Department):** Manages グループ会社 内部統制連絡会 (Group Company Internal Control Liaison Council).
 - 内部監査室 (Internal Audit Room):** Provides internal audit services.
 - 会計監査人 (External Auditor):** Provides external audit services.
- Flow of Information:**
 - Reports (報告):** From 代表取締役社長, 業務執行取締役, 経営会議, 内部監査室, 執行役員, 事業部門, コーポレートスタッフ部門, 海外グループ会社, 国内グループ会社, and グループ会社 内部統制連絡会 to the 取締役会 or 監査役会 (監査役室).
 - Instructions/Supervision (指示・監督):** From the 取締役会 to the 代表取締役社長, 業務執行取締役, 経営会議, 執行役員, 事業部門, and コーポレートスタッフ部門. From the 監査役会 (監査役室) to the 内部監査室 and 会計監査人.
 - Monitoring (監視):** From the 取締役会 to the 監査役会 (監査役室).
 - Investigation (調査):** From the 監査役会 (監査役室) to the 内部監査室 and 会計監査人.
 - Recommendation/Resignation (選任・解任):** From the 取締役会 to the 監査役会 (監査役室).
- Other Key Elements:**
 - 内部統制委員会 C&C管理委員会 投融資審査委員会 各種委員会 (Internal Control Committee C&C Management Committee Investment and Financing Review Committee Various Committees):** Provides input to the 取締役会.
 - CID (内部通報窓口) (CID (Internal Reporting Window)):** Receives reports from 従業員 (Employees) and forwards them to the 内部統制委員会 (Internal Control Committee).
 - グループ会社 内部統制連絡会 (Group Company Internal Control Liaison Council):** Coordinates internal control across group companies.
 - 海外グループ会社 (Overseas Group Companies):** Managed by the 事業部門 (Business Department).
 - 国内グループ会社 (取締役会・監査役設置) (Domestic Group Companies (with Board of Directors/Audit Committee)):** Managed by the コーポレートスタッフ部門 (Corporate Staff Department).

【監査役会設置会社の機関設計】

当社は、監査役会設置会社の機関設計を採用しており、経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限と責任を集中させ、独立した客観的な立場から監査役及び監査役会が取締役会に対する実効性の高い監督を行うことにより、適切な意思決定及び業務執行の実現と組織的に十分牽制の効くコーポレートガバナンス体制の確立を目指しています。

【取締役及び取締役会】

当社は、取締役については、コーポレートガバナンスの充実と強化を図るため、取締役会の機能が効率的かつ効果的に発揮されるよう員数の最適化を図っており、取締役7名（社外取締役3名を含む。）の体制としています。また、業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を採用しており、社外取締役以外の取締役は執行役員を兼任しています。

社外取締役については、先進企業における豊富な経営者としての経験と知見を有する人材を招聘しており、経営全般について様々な助言と提言を行っています。

また、取締役の経営責任を明確にするとともに、経営体質の強化を図り経営環境に機動的に対応できるように、取締役の任期を1年としています。

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任並びに企業理念の本旨及び株主共同の利益の継続的向上を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促すとともに、収益力・資本効率等の改善を図るべく、中長期的な経営戦略及び経営計画の策定、取締役候補者及び監査役候補者の選任、執行役員等の経営幹部の選任、報酬の決定その他経営上重要な意思の決定を行う他、取締役相互の職務執行の監督を行っています。

【取締役会の実効性確保】

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を高め、取締役会全体の機能向上を図ることを目的として、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づき、特に重要な事項について記名式の質問票を配布し、回答を得る方法で、毎年、取締役及び監査役に対する「取締役会の実効性に関するアンケート調査」を行っています。また、当該アンケート調査で得られた回答の集計結果に基づき、取締役会において、実効性についての分析と評価を行う他、課題について闊達な議論を行っています。

【監査役及び監査役会】

当社は、監査役5名（社外監査役3名を含む。）で監査役会を構成し、監査役会が策定した監査役監査基準、監査計画及び役割分担に従い、重要な会議への出席や事業所・子会社の往査などの調査権行使して取締役の職務の執行を監視し、善管注意義務等の法的義務の履行状況について検証するとともに、監査役会において必要な審議を行っています。

また、取締役会における業務執行取締役の報告義務の履行状況と社外取締役を中心とした取締役相互の経営監督機能の実効性の監視に加え、意思決定プロセスと決定内容の適法性・妥当性について検証しており、これらに関し取締役会において必要な意見を述べています。

さらに会計監査人の品質管理体制、独立性等を確認するとともに、職務の遂行状況を監視し、その監査の結果の相当性を検証しています。

監査役会は、会計監査人の再任の適否を事業年度ごとに審議するとともに、監査計画の相当性と監査報酬の妥当性について審議しています。

【内部監査】

内部監査については、内部監査部門が当社及び子会社を対象とする業務監査及び内部統制監査を実施しており、内部統制の機能の有無について監査及び確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングしています。監査等の結果は、社長、監査役及び関係部門に伝達され、是正に向けたフォローがなされ、必要に応じて取締役会に報告するとともに、内部統制委員会で精査しています。併せて、子会社の重要なリスクに関する監査を行い、各社各部門に内包されるリスクを明らかにするとともに、リスクの回避及び軽減を図るため、業務の改善及び法令遵守体制の構築支援を行っています。

【三様監査会合及び四様監査・監督会合】

当社は、監査役、会計監査人及び内部監査部門で構成する三様監査会合（以下「三様監査会合」という。）を定期的に開催し、相互に監査状況の報告を行い、情報及び意見交換を行うなど緊密な連携を図っています。

また、監査役、社外取締役、会計監査人及び内部監査部門の四者で構成する四様監査・監督会合（以下「四様監査・監督会合」という。）を定期的に開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換及び認識の共有を図る他、監査役の監査機能と社外取締役の監督機能の連携を図っています。

【独立役員】

当社の社外取締役3名及び社外監査役3名は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性判断基準（以下「東証独立性判断基準」という。）を満たしており、独立役員の届出を行っています。また、その全員が東証独立性判断基準よりさらに厳しい要件を定めた当社の「社外役員の独立性の判断に関する基準」の要件を満たしています。

【指名委員会】

取締役候補者及び監査役候補者の指名並びに取締役及び監査役の解任方針、執行役員等の経営陣幹部の選解任については、過半数を社外取締役で構成する指名委員会（以下「指名委員会」という。）を取締役会の任意の諮問機関として設置し、当社が定める「取締役会の構成及び監査役会の構成に関する方針並びに役員（取締役・監査役・CEO・執行役員）の選解任に関する方針」（以下「役員選解任方針」という。）に基づき、ジェンダーや国際性の面を含め、人格、能力・識見・経験・専門性・実績、公正性及び年齢など多角的な観点から候補者の検討を行い、その答申を踏まえ、取締役会において決定しています。

【報酬委員会】

報酬額の決定については、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会（以下「報酬委員会」という。）を取締役会の任意の諮問機関として設置し、報酬方針その他特に重要な事項についての検討を行っており、その結果を取締役会に答申しています。

【執行役員及び経営会議】

当社は、取締役会の意思決定事項を効果的かつ迅速に執行するため、執行役員制度を導入しています。また、すべての執行役員で構成する経営会議を毎月開催し、その審議を経て業務執行に関する重要事項の決定を行うとともに、重要な経営課題について闊達な議論を行っています。

【内部統制関連の各種委員会】

当社は、健全で透明性の高い経営を実現できるよう、取締役会において内部統制システムに関する基本方針を定め、その方針に基づき、次の通り、内部監査、事業上のリスク管理及びコンプライアンス推進に係る体制を整備しています。また、その一環として、グループ経営の適切な意思決定に係る重要事項について審議・評価するため、内部統制、クライシス対応、リスク管理、コンプライアンス推進、安全保障貿易管理、投融資審査及び情報セキュリティ・個人情報保護などのテーマに応じて、当社及びグループ会社の経営執行を補完する専門委員会をそれぞれ設置し、リスクの顕在化を未然に防止する施策を実施しています。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について、以下の基本方針を定めています。

内部統制基本方針

当社は、当社及びその子会社からなる企業集団（以下「グループ」という。）の企業理念である「キッツ宣言」により「創造的かつ質の高い商品・サービスで企業価値の持続的な向上を目指し、ゆたかな社会づくりに貢献する」というミッションを掲げ、その実現に向けてグループの経営基盤を健全かつ強固なものにするため、会社法及び会社法施行規則に基づき内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして定める体制）を以下の通り構築し運用します。

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - （1）当社及び子会社の取締役・使用人は、法令及び定款並びに「キッツ宣言」、「行動指針」、「コンプライアンス行動規範」、「環境経営方針」、「グループ財務の基本方針」及び当社または子会社の取締役会が定めるその他の方針等に基づき、その実践と遵守を徹底する。
 - （2）取締役会は、定期的に業務執行取締役及び執行役員から業務執行状況について報告を受け、各取締役の職務の執行を監督する。
 - （3）監査役は、取締役の職務の執行に対し、監査役会規程及び監査役監査基準に基づく監査役監査を実施する。
 - （4）グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処、クライシスへの対応並びにリスクマネジメントを管轄する機関として、社長を委員長とするC＆C管理委員会を設置し、グループ全体の遵守を推進する。
 - （5）グループにおいて、法令またはコンプライアンス行動規範への違反が生じた場合、あるいは疑われる行為を認識した場合、通報、報告及び提言ができるグループを横断する内部通報制度を設け、その受付窓口として、コンプライアンス・インフォメーション・デスク（以下「C I D」という。）を当社及び各子会社並びに弁護士事務所内に設置する。

- (6) 当社及び子会社の取締役・使用人に「コンプライアンス・プログラム・ガイドブック」を配布し、コンプライアンスの啓蒙・教育を行うとともに、C I Dについて周知する。
 - (7) グループにおいて、反社会的勢力との関係を排除し、いかなる脅迫にも屈せず、どのような要求であっても拒否し、毅然とした姿勢で反社会的勢力に対応する。
2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 取締役の職務の執行に係る重要な文書等（電磁的記録を含む）の情報を法令及び社内規程に従い適切に保存し管理する。
 - (2) 上記の文書等の情報は、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) グループの業務執行におけるリスクマネジメントを推進するため、グループリスクマネジメント担当役員を設置する。
 - (2) グループの業務執行におけるリスクは、各業務執行取締役及び執行役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについては、C & C 管理委員会において分析、評価及び改善策の検討・実施を行う。
 - (3) グループに予想される天災等による事業中断に係る危機に備えるため、事業継続計画（BCP）を整備し運用する。
 - (4) グループの業務執行に係る様々なリスクの管理体制を構築し、子会社から当社への承認申請事項・報告事項等について定めたグループ会社規程により子会社のリスク情報を管理する他、内部監査室による内部監査の実施等により、グループ一体としての損失に係る危機管理を推進する。
 - (5) グループの業務執行に係るリスクを評価するため、内部統制、クライシス対応・リスク管理・コンプライアンス推進、安全保障貿易管理、投融資審議及び情報セキュリティ・個人情報保護などに関する各種委員会組織を設置・運用することにより、必要な対応を執る。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の員数の適正化を図るとともに、執行役員制度を導入することにより、取締役会の迅速な意思決定、監督機能強化及び業務執行における責任の明確化を図る。
- (2) 豊富な経験と公正な見識を有する社外取締役を登用し、取締役会における経営上の決定事項につき適正性・妥当性を高める。
- (3) 当社及び子会社の取締役会における意思決定は、取締役会規程及び稟議決裁規程に基づいて行う。
- (4) 職務権限規程、稟議決裁規程及びグループ会社規程等により、取締役会からの権限委譲の範囲を定め、迅速かつ効率的な業務執行を図る。
- (5) グループの事業活動に関し、経営基本方針、中期経営方針及び年度事業計画等を策定し、取締役会において決定する。
- (6) 経営会議において、取締役会が決定した経営方針及び経営計画に関する進捗の確認・調整を行うとともに、経営及び業務執行に関する重要な事項について協議し決定する。
- (7) コーポレートガバナンス・コードの各原則を実現するための対応方針を定め、企業統治の充実を図るとともに、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行う。
- (8) 取締役会が適正かつ効率的に機能しているかを定期的に検証し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずる。

5. グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) グループの業務の適正と効率性を確保するため、規程類を制定・整備するとともに、経営目標の達成状況を適時に把握・活用するために情報システムの構築・整備を進める。
- (2) グループにおける会社間の取引は、法令及び会計原則その他の社会規範に照らし、公正・妥当なものとする。
- (3) グループ会社規程に基づき、当社において、各子会社を所管する組織を定め、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、損失の危険の管理に関する体制、職務の執行が効率的に行われる体制及び法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなど、グループにおける業務の適正を図る。
- (4) 代表取締役、業務執行取締役及び執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、子会社が、適切な内部統制システムを整備し、運用するよう指導する。また、子会社の代表取締役及び取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を求め、指導する。

- (5) 当社における子会社の所管部門等は、所管する子会社の取締役を兼ねる他、経営の監視及び監督を行うとともに、グループ会社規程に基づき、子会社の業務の執行に係る重要事項について事前承認を行う。
 - (6) コーポレートスタッフ部門は、その機能別に子会社に対し必要に応じた指導を行い、効率的かつ適正な業務の遂行を支援する。
 - (7) 内部監査室を設置し、当社及び子会社の内部監査を実施し、各社の業務全般にわたる内部統制の有効性、妥当性を確保する。
 - (8) 内部監査室は、業務監査の計画、その実施状況及び結果について、重要度に応じて、当社の代表取締役、各子会社を所管する取締役・執行役員及び当社の監査役並びに子会社の代表取締役に報告する。
 - (9) 財務報告の信頼性を確保するため、グループ全社の内部統制の状況及び業務プロセスについて、内部統制委員会の方針に基づき評価、改善及び文書化を行い、取締役会はこれらの活動を定期的に確認する。
 - (10) 常勤監査役は、監査役設置会社である子会社の監査役を兼務することにより、子会社の経営状況の監視・検証を実効的かつ適切に行うとともに、グループ全体の連結経営状況を把握できるよう、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携する。
 - (11) 取締役及び子会社の取締役は、監査役が出席または陪席する取締役会、経営会議及びその他の重要会議等において、その担当する業務の執行状況について監査役に報告する。
6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (1) グループ会社規程をすべての子会社に適用し、取締役会及び経営会議の決裁・報告の基準に基づき、子会社が当社に対し、経営上の重要事項に関し、事前承認を求めること並びに取締役会及び経営会議へ報告することを義務付ける。
 - (2) 当社における子会社の所管部門の取締役及び執行役員は、職務の執行に係る重要事項について、所管する子会社の取締役その他使用人から適宜報告を受ける。

7. 当社の監査役を補助すべき使用人の配置に関する事項

- (1) 監査役会及び監査役の職務を補助する組織として、監査役会直属の監査役室を設置する。
- (2) 監査役室に、前号の職務を遂行するに足る能力を有する使用人(以下「監査役室員」という。)を配置する。
- (3) 監査役室は、監査役の指示に従いその職務を行う他、監査役会の事務局業務を遂行する。

8. 前項の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役室員は専任とし、取締役からの独立性を保持し、他の業務執行の役職を兼務しない。但し、子会社の監査役を兼ねることができる。
- (2) 監査役室員の任命及び異動等の人事に関する事項については事前に監査役会の同意を得る。
- (3) 監査役室員の人事考課は、監査役会規程に従い、監査役会が行う。

9. 当社及び子会社の取締役・使用人が当社の監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び子会社の取締役・監査役は、法令または定款に違反する行為その他会社の経営または業績に重大な影響を与える行為・事項・事象については、把握次第速やかに、当社の監査役に対し報告を行う。
- (2) 当社の取締役及び子会社の取締役・監査役は、当社の監査役が業務の執行状況及び財産の状況その他の事項について報告を求めた場合は的確に対応する。当社及び子会社の使用人についても同様とする。
- (3) 前各号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずる。
- (4) 内部監査室は、監査役との連携を図り、監査の結果及び監査の過程で得た重要な内部情報を適時に監査役に報告するとともに、監査役の求めに応じ監査情報を提供する。
- (5) C&C管理委員会は、グループにおけるC I D等への内部通報の内容及びその対応の状況について、監査役と情報共有する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役会及び監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。但し、緊急または臨時に支出した費用については、事後に償還に応じる。
- (2) 監査役及び監査役会の職務の執行上で利用した弁護士等の専門家への報酬その他の費用は、前払いのものを含め、当社が負担する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、定期的に代表取締役との間で意見交換会を開催する他、業務執行取締役及び執行役員と経営上の課題について情報や意見を交換する機会を設ける。
- (2) 監査役会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に「三様監査会合」を開催し、監査状況等の報告を受け、情報及び意見の交換を行い、緊密な連携を図る。
- (3) 監査役会は、会計監査人、独立社外取締役及び内部監査室との四者で構成する「四様監査・監督会合」を定期的に開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換及び認識の共有を図り、監査役の監査機能と独立社外役員の監督機能の向上に努める。
- (4) 常勤監査役は、監査役制度のある子会社の監査役を兼務し、経営状況の把握に努める他、必要に応じて当社及び子会社の重要会議に出席し、意見を述べることができる。
- (5) 監査役及び監査役会は、監査の実施に当たり、必要と認める場合は、弁護士、公認会計士その他の専門家を活用できる。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システム関係全般について

- (1) グループの内部統制を有効に機能させるために、グループを統制する各種の基本方針及び管理規程を制定し、内部統制推進担当部門を通じてグループの内部統制の強化・推進に取り組みました。
- (2) 内部統制委員会及びグループ会社内部統制連絡会を定例で開催し、当社及び子会社の内部統制システム運用状況の確認及び今後の取組計画について審議しました。

2. コーポレートガバナンス関係全般について

- (1) 取締役会を年16回開催し、取締役会規程の付議基準に基づき、経営上の重要事項の決定を行った他、当社及びすべての連結子会社について業務執行の報告を行いました。なお、安全・コンプライアンス・リスク等の他、直近の重要事項及びトピックスについても報告を行いました。
- (2) 取締役会の議案審議・業務執行報告に際し、取締役会の議論を尽くすために十分な審議時間を設けました。また、社外取締役3名及び監査役5名（社外監査役3名含む）が、必要な意見の陳述あるいは指摘・助言を行うなど、経営上の課題について闊達な議論を行いました。
- (3) 取締役会全体の実効性の確保を図るため、2019年5月に社外取締役を含むすべての取締役及び社外監査役を含むすべての監査役を対象として、取締役会の評価に関するアンケート調査を実施し、取締役会において、2019年6月に分析・評価を行いました。その評価結果の概要はコーポレートガバナンス報告書において開示しております。なお、調査結果においては取締役会が効率的かつ的確に運営されているとの評価を確認しました。しかし、一方で最高経営責任者等の後継者計画及び取締役会の多様性等について改善点の提示を含むいくつかの建設的な意見が寄せられたことから、今後、これらを課題として議論を行い、さらなる実効性の確保に取り組む方針です。
- (4) コーポレートガバナンス・コードに係る当社の取組方針の改正を行いました。
- (5) 指名委員会は、役員選解任方針に基づき、取締役、監査役及び執行役員の各候補者の指名について審議し、取締役会へ答申しました。
- (6) 報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬について審議し、取締役会へ答申しました。
- (7) 当社が定める政策保有株式に関する方針に基づき、保有する政策保有株式の売却について検討を行い、可能な限り政策保有株式の売却を進めました。
- (8) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、監査役及び会計監査人との連携を図り、財務報告に係る内部統制監査及び業務監査を行いました。また、財務報告の信頼性を確保するため、当社をはじめ、事業規模に応じて子会社の内部統制の整備及び運用状況の評価を行い、会計監査人による内部統制監査を受けました。
- (9) 株主・投資家等のステークホルダーに対して、適時・適切な情報開示を行い、経営の公正性と透明性を維持するため、機関投資家及びアナリストを対象として四半期ごとに決算説明会を、個人投資家を対象とする会社説明会をそれぞれ開催しました。

- (10) 各子会社を統括する取締役及び執行役員が子会社の取締役または監査役を兼任し、子会社の取締役会に出席するとともに、取締役の業務の執行について監督・監視を行いました。
- (11) 取締役会の記録及びその他稟議書等については、文書管理の社内規定に基づき、適切に保存・管理を行いました。

3. コンプライアンス関係全般について

- (1) コンプライアンスの推進及びクライシス対応を所管するC & C管理委員会（以下「C & C管理委員会」という。）を定例・臨時で年17回開催し、当社グループに係属する訴訟・紛争及び内部通報に関する事項その他事業上のリスク等について審議し、基本方針の策定及び施策の実施を行いました。
- (2) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員が各々の行動と企業活動の指針となるよう、キッツ宣言、行動指針及びコンプライアンス行動規範を制定し、代表取締役社長自らが率先垂範してこれらを実行し、法令及び企業倫理の遵守を徹底しました。また、コンプライアンス体制の適用範囲を海外子会社まで拡大しており、コンプライアンスプログラムの現地語訳などを作成し、啓蒙活動に努めました。
- (3) 当社及び国内子会社の全ての従業員を対象に、コンプライアンスアンケートを実施し、従業員のコンプライアンス意識を測るとともに、必要に応じて改善を進めました。
- (4) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員が法令、定款及び諸規則等に違反し、もしくは違反するおそれがある事実を発見したときは、速やかにC & C管理委員会、顧問弁護士事務所の担当弁護士または監査役等に直接相談・報告することを可能とする内部通報受付体制を構築していますが、コンプライアンスアンケートの結果を踏まえ、より利用促進を図るため、制度の見直しを行いました。なお、毎年、受け付けた内部通報の事実及び対応の概要については取締役会で報告されています。
- (5) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員を対象として、法務部及び内部監査室等の各部門がキッツ宣言、内部統制、コンプライアンス、内部監査、安全保障貿易管理、個人情報を含む情報セキュリティ及び知的財産その他企業法務全般に関する社内セミナーを計画的に開催し、コンプライアンス経営に対する意識の高揚と知識の向上を図りました。また、コンプライアンスアンケートの結果を踏まえ、国内全子会社の役員、管理職者及び従業員を対象とするハラスメントセミナー開催を開始しました。

4. リスク管理関連全般について

- (1) リスクマネジメント担当役員が所管する事業継続マネジメントタスクフォースチームを中心に、子会社を含むグループ事業継続計画をより充実させる取り組みを行いました。
- (2) C&C管理委員会において、リスクマネジメント担当役員を中心に、グループにおけるリスクの抽出を行うとともに、リスクの分析・評価を行うための手順及び基準の策定を行いました。また、これに基づき、抽出した全リスク事項の評価並びに重点リスク事項の特定及び対策実施の検討を継続的に行うための仕組みを策定しました。
- (3) 投融資審査委員会を年7回開催（必要の都度開催）し、当社及び子会社の重要な投融資に関して、総合的な視点から評価を行い、計画推進、計画変更または計画中止の判断を行いました。
- (4) 子会社を含めたグループ安全保障貿易管理委員会、全社環境安全衛生委員会、品質保証委員会及び情報セキュリティ・個人情報保護委員会を定例で開催し、当社及び子会社に係る法令上の課題及びその他個別の課題について審議し、基本方針の策定及び施策の実施を行いました。

5. 監査役関連全般について

- (1) 第106期は15回の監査役会を開催した他、代表取締役社長との意見交換会を4回開催し、監査結果の報告及び意見の交換を行いました。また、監査役室が、監査に資する情報を監査役会に提供するとともに、会計監査人等との連携を図りながら監査補助業務を遂行し、監査役監査の実効性の向上に努めました。
- (2) 常勤監査役が、茅野工場内に設置した監査役室分室を活用し、工場及び周辺のグループ会社の監査を効率的に行いました。
- (3) 監査役会は、会計監査人及び内部監査室との連携を図るため、三様監査会合を6回開催し、各監査の実効性及び効率性の向上に努めました。内、2回は、社外取締役を交えて四様監査・監督会合として情報及び意見の交換を行い、監査機能と監督機能の連携を図りました。
- (4) 企業集団の内部統制の監視・検証のため、常勤監査役が国内及び中国・台湾のグループ会社の監査役を兼任し、各グループ会社の取締役会等において取締役の職務の執行等を監査し、必要に応じて意見を述べました。

5. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、現在、敵対的買収防衛策を導入しておりません。

6. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、配当金を株主の皆様への利益還元として経営上の重要課題と位置づけております。当面の業績動向に加え、今後の事業拡大のための設備投資、開発投資、あるいはM&Aなどの資金に加え、借入金返済、社債償還のための資金ニーズにも対応すべく内部留保の充実を図りつつ、配当の継続性、安定性にも十分留意し実施したいと考えております。

当事業年度からスタートした第4期中期経営計画におきましては、連結配当性向について、株主の皆様への配当による利益還元のさらなる充実のため、従来の親会社株主に帰属する当期純利益の25%前後から10%引き上げ、35%前後を望ましい水準とすることとしております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針等を勘案し1株当たり10円とさせていただきます。これにより、当事業年度の年間配当金は、中間配当（1株当たり10円）を含め20円となり、連結配当性向は37.7%となりました。

また、2019年3月14日開催の取締役会決議に基づき当事業年度内に実施した自己株式の取得18億57百万円及び2020年3月13日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得2億43百万円を含めた株主還元の総額は39億61百万円、連結総還元性向は80.2%となりました。

なお、翌事業年度の配当金は、連結業績予想を見通すことが困難なため未定とさせていただいております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	73,351
現金及び預金	18,696
受取手形及び売掛金	19,217
電子記録債権	8,344
商品及び製品	9,941
仕掛品	5,990
原材料及び貯蔵品	8,044
その他	3,261
貸倒引当金	△145
固定資産	61,712
有形固定資産	44,241
建物及び構築物	10,818
機械装置及び運搬具	14,220
工具・器具及び備品	5,228
土地	10,549
建設仮勘定	2,056
その他	1,367
無形固定資産	7,639
のれん	646
その他	6,993
投資その他の資産	9,831
投資有価証券	5,607
退職給付に係る資産	293
繰延税金資産	1,246
その他	2,685
貸倒引当金	△2
資産合計	135,063

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	25,036
支払手形及び買掛金	7,289
1年以内償還予定社債	474
短期借入金	6,674
1年以内返済予定長期借入金	1,927
未払法人税等	750
未払消費税等	307
賞与引当金	2,235
役員賞与引当金	158
その他	5,218
固定負債	33,147
社債	21,429
長期借入金	7,310
繰延税金負債	859
役員退職慰労引当金	356
役員株式給付引当金	176
退職給付に係る負債	732
資産除去債務	414
その他	1,869
負債合計	58,184
(純資産の部)	
株主資本	75,032
資本金	21,207
資本剰余金	5,674
利益剰余金	54,404
自己株式	△6,254
その他の包括利益累計額	542
その他有価証券評価差額金	856
繰延ヘッジ損益	5
為替換算調整勘定	△316
退職給付に係る調整累計額	△3
非支配株主持分	1,304
純資産合計	76,879
負債純資産合計	135,063

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		127,090
売上原価		93,560
売上総利益		33,530
販売費及び一般管理費		26,580
営業利益		6,950
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	292	
保険収入	155	
助成金収入	321	
雑益	467	1,236
営業外費用		
支払利息	283	
売上割引	373	
手形売却損	22	
為替差損	64	
雑損失	201	945
経常利益		7,241
特別利益		
有形固定資産売却益	14	
投資有価証券売却益	355	
その他	5	375
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	74	
無形固定資産除却損	22	
減損損失	24	
投資有価証券評価損	99	
その他	7	228
税金等調整前当期純利益		7,387
法人税、住民税及び事業税	2,024	
法人税等調整額	339	2,364
当期純利益		5,023
非支配株主に帰属する当期純利益		86
親会社株主に帰属する当期純利益		4,937

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,207	5,674	51,562	△4,032	74,411
会計方針の変更による累積的影響額			△16		△16
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,207	5,674	51,545	△4,032	74,394
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,078		△2,078
親会社株主に帰属する当期純利益			4,937		4,937
自己株式の取得				△2,229	△2,229
自己株式の処分				7	7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,858	△2,221	637
当期末残高	21,207	5,674	54,404	△6,254	75,032

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,333	－	△254	107	1,185	1,232	76,829
会計方針の変更による累積的影響額	16				16		－
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,349	－	△254	107	1,202	1,232	76,829
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,078
親会社株主に帰属する当期純利益							4,937
自己株式の取得							△2,229
自己株式の処分							7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△492	5	△61	△110	△659	72	△587
連結会計年度中の変動額合計	△492	5	△61	△110	△659	72	49
当期末残高	856	5	△316	△3	542	1,304	76,879

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	40,655
現金及び預金	10,243
受取手形	573
電子記録債権	5,942
売掛金	8,309
商品及び製品	3,480
仕掛品	2,597
原材料及び貯蔵品	1,729
短期貸付金	5,577
その他	2,203
貸倒引当金	△2
固定資産	61,914
有形固定資産	15,710
建物	2,596
構築物	400
機械及び装置	3,823
工具・器具及び備品	4,507
土地	3,784
建設仮勘定	450
その他	146
無形固定資産	6,429
投資その他の資産	39,774
投資有価証券	3,651
関係会社株式	28,414
長期貸付金	7,313
繰延税金資産	622
その他	2,021
貸倒引当金	△2,248
資産合計	102,569

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	22,147
買掛金	4,629
1年以内償還予定社債	474
短期借入金	12,074
1年以内返済予定長期借入金	1,498
未払法人税等	75
賞与引当金	1,198
役員賞与引当金	44
その他	2,151
固定負債	27,459
社債	21,429
長期借入金	4,613
役員株式給付引当金	176
その他	1,240
負債合計	49,606
(純資産の部)	
株主資本	52,110
資本金	21,207
資本剰余金	5,715
資本準備金	5,715
その他資本剰余金	0
利益剰余金	31,442
その他利益剰余金	31,442
繰越利益剰余金	31,442
自己株式	△6,254
評価・換算差額等	852
その他有価証券評価差額金	847
繰延ヘッジ損益	5
純資産合計	52,962
負債純資産合計	102,569

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		64,137
売上原価		47,574
売上総利益		16,562
販売費及び一般管理費		14,342
営業利益		2,220
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,797	
保険収入	123	
雑益	59	2,980
営業外費用		
支払利息	198	
売上割引	204	
為替差損	35	
雑損失	79	518
経常利益		4,681
特別利益		
有形固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	332	
その他	1	340
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	24	
減損損失	24	
投資有価証券評価損	99	
関係会社株式評価損	472	
その他	22	643
税引前当期純利益		4,378
法人税、住民税及び事業税	556	
法人税等調整額	177	733
当期純利益		3,645

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	その他利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	21,207	5,715	0	29,875	△4,032	52,764
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△2,078		△2,078
当期純利益				3,645		3,645
自己株式の取得					△2,229	△2,229
自己株式の処分			△0		7	7
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	△0	1,566	△2,221	△654
当期末残高	21,207	5,715	0	31,442	△6,254	52,110

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,314	－	1,314	54,079
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,078
当期純利益				3,645
自己株式の取得				△2,229
自己株式の処分				7
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△467	5	△461	△461
事業年度中の変動額合計	△467	5	△461	△1,116
当期末残高	847	5	852	52,962

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株 式 会 社 キ ッ ツ
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 井 浩 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 野 祐 平 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キッツの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株 式 会 社 キ ッ ツ
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 井 浩 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 野 祐 平 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キッツの2019年4月1日から2020年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役会規程に従い、以下の方法で必要な審議等を行いました。

- ①当期の監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について定期的に報告を受け、取締役の職務の執行に関して審議いたしました。
- ②社長との意見交換の機会に設け、監査結果の報告及び意見交換を行ったほか、必要に応じて、取締役及び使用人等から報告を受けました。
- ③会計監査人及び内部監査室長を定期的に監査役会に招聘し、三様監査の連携を図り、各監査の実効性及び効率性の向上に努めるとともに、適宜に社外取締役も交えて意思疎通を図り、監査機能と監督機能の連携を図りました。
- ④会計監査人から「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」（2017年3月金融庁）の適用状況等、監査品質の確保に向けた取組みについて報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人を翌事業年度において再任するか否かについて、監査役会が定めた評価の基準及び会計監査人の解任または不再任の決定方針に照らして審議いたしました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②子会社については、常勤監査役2名が分担して国内子会社の監査役を兼任し、子会社取締役の職務の執行を監査したほか、海外子会社を含む子会社の取締役会等に出席し、業務及び財産の状況並びに内部統制システムの構築及び運用状況等について報告を受けました。また、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて業務等の状況を調査いたしました。
- ③事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制）の整備に関する取締役会決議の内容の相当性を検討するとともに、その構築及び運用状況について取締役会等において報告を受け、必要に応じて意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等において報告を受けるとともに、EY新日本有限責任監査法人及び内部監査室長から当該内部統制の評価及び監査の状況等について定期的に報告を受けました。
- ④会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及び職務の遂行状況とその結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を検討いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 会計監査人の再任の決定

監査役会は、審議の結果、第107期事業年度においてもEY新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することを決定いたしました。

2020年5月22日

株 式 会 社 キ ッ ツ 監査役会

常勤監査役 近 藤 雅 彦 ㊟

常勤監査役 木 村 太 郎 ㊟

社外監査役 高 井 龍 彦 ㊟

社外監査役 作 野 周 平 ㊟

社外監査役 小 林 彩 子 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴西の間」
つるにし

千葉市美浜区ひび野二丁目120番3 TEL (043) 297-7777 (代表)

交通

● JR京葉線 「海浜幕張駅」 南口より徒歩約5分

● JR総武線・京成電鉄 「幕張本郷駅」

京成バス「海浜幕張駅」行き 海浜幕張駅下車 南口より徒歩約5分

京成バス「ZOZOマリンスタジアム」行き タウンセンター下車 徒歩約3分



ホテル
ニューオータニ
幕張



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。